○沖縄総合事務局告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三日　　沖縄総合事務局長　河合　正保

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年沖縄総合事務局告示第一号名護都市計画道路事業三・四・四号伊差川線

三　事業施行期間　自平成二十年一月四日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○沖縄総合事務局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三日　　沖縄総合事務局長　河合　正保

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年沖縄総合事務局告示第三十三号名護都市計画道路事業三・四・四号伊差川線

三　事業施行期間　自平成十九年七月三日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

官　庁　報　告

産　　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成26年３月１日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 26 年３月３日　　厚生労働大臣　田村　憲久

記

１．制定された日本工業規格

手術用顕微鏡―第１部：要求事項及びその試験方法	T10936―１
手術用顕微鏡―第２部：眼の手術に使用する手術用顕微鏡からの光ハザード	T10936―２
歯科用歯内療法器具―第１部：一般的要求事項及び試験方法	T5221―１
歯科用歯内療法器具―第３部：コンデンサ（プラガ及びスプレッダ）	T5221―３
歯科用歯内療法器具―第４部：補助器具	T5221―４
歯科用歯内療法器具―第５部：形成器具及び清掃器具	T5221―５
歯列矯正用ブラケット及びチューブ	T6532

２．改正された日本工業規格

医用電気機器―第２―16部：人工腎臓装置の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	T0601―２―16
歯科用回転器具―軸―第１部：金属製	T5504―１
歯科用回転器具―ダイヤモンド研削器具―第２部：ディスク	T5505―２
歯科患者用いす	T5602
歯科用ユニット―一般要求事項及び試験方法	T5701
歯科用金属材料の腐食試験方法	T6002
歯科用パラフィンワックス	T6502
歯科用ウォーターベースセメント―第２部：レジン添加型セメント	T6609―２
眼光学機器―細隙灯顕微鏡	T7316

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成26年３月１日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 26 年３月３日　　厚生労働大臣　田村　憲久

記

廃止された日本工業規格

歯科用根管器具―第１部：ファイル，リーマ，歯科用クレンザ，ラスプ，ペースト キャリア及び歯科用ブローチ	T5217―１
歯科用根管スプレッダ	T5416
歯科用根管プラガ	T5417
歯科用根管フィンガープラガ	T5419
保育器	T7303
手術用顕微鏡	T7317
医療用電動式吸引器	T7327

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成26年３月１日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 26 年３月３日　　厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充

記

１．制定された日本工業規格

医用電気機器―第２―63部：歯科口外法用Ｘ線装置の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	T60601―２―63
医用電気機器―第２―65部：歯科口内法用Ｘ線装置の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	T60601―２―65
診断用Ｘ線装置―特性決定に用いる放射線条件	T61267

２．改正された日本工業規格

医用電気機器―第１部：基礎安全及び基本性能に関する一般要求事項	T0601―１
電子体温計	T1140
ガラス製体温計	T4206
医療ガス配管設備	T7101

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室においても閲覧に供する。